

2023年12月15日

内閣府

民間資金等活用事業推進室 御中

特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会

会長兼理事長 植田和男

PFI事業契約における「サービス対価」（建設工事費） の物価変動による改定方法に係る提言

昨今の物価高騰により多くのPFI事業において事業者側に大きな損失が発生している。これは契約上に規定されている物価変動に伴うサービス対価（建設工事）の改定方法に構造的課題があり、その調整が十分機能していないことが原因である。結果として、大きな損失を被っている契約済みの事業者においては、PFI事業市場からの撤退が議論されており、現在入札中（公募）のPFI事業においては入札辞退（公募参加取りやめ）が多発している。

この問題は、単に短期間に物価高騰が生じているからではなく、これまでも同じ問題は生じていたにもかかわらず、事業者側の必死の努力によって吸収されていたPFI事業特有の構造的な問題であった。

弊協会の多くの会員企業より、このままでは今後企業としてPFI事業に参加できなくなるとの強い要請があり、「PFI事業における物価変動に関するアンケート調査」を実施した。その結果を踏まえ、下記の通り提言を行うものである。改定方法における課題としては、基準日、事業者負担、物価変動率（指標）等があるが、本提言においては、初回起算日及び事業者負担について提言する。

記

提言1：物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とする。

提言2：物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとする。

以上

提言 1	物価変動による改定の初回起算日 ¹ は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とする。
------	--

【提言の根拠】

現在、多くの PFI 事業契約において、物価変動の改定に係る初回起算日は事業契約締結日となっている。この場合、「債務負担行為設定日」或いは「入札公告日（公募公告日）」から事業契約締結日までの平均 9 か月から 1 年に及ぶ期間の物価上昇分を提案価格に反映できない（損失発生）という構造的問題がある。

発注者は、特定事業の選定において VFM の検証を行うが、この際に使用される設計費及び建築工事・工事監理業務費は、予定価格におけるサービス対価（工事費）を構成し、議会における債務負担行為の議決を得る根拠となっている。発注者は、議会より債務負担行為の議決を得た 30 日前後には入札公告（公募公告）を行っている。従い、初回起算日を「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とすることは、発注者としても合理性があると思われる。

一方、当該 PFI 事業に参加を予定している民間企業は、実施方針の内容を確認後、参加グループの組成を開始し、参加企業は概算見積もりの準備を開始することになる。この時点での物価が概算見積もりの根拠となり、「入札公告日（公募公告日）」において予定価格が公表されることによって提案価格が確定される。従い、民間企業側においても初回起算日を「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とすることは合理性があると思われる。

提言 2	物価変動による改定に際し、現在 PFI 事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は 1.5%）をゼロとする。
------	---

【提言の根拠】

発注者は、特定事業の選定において VFM の検証を行うが、この際、物価上昇分における事業者負担を想定していない。物価変動による事業者負担は、「公共工事標準請負契約約款」のスライド条項を準用することによって、同様な事業者負担が PFI 事業契約に規定されている。PFI 事業の場合は、一般の公共工事と異なり、提案書及び提案価格作成時点から工事完了までの期間が極めて長期になることより、その間に発生する当初想定できなかった費用は事業者負担となっている。PFI 事業特有の費用負担を事業者努力で吸収している中で、物価高騰による改定がなされるとした場合においても、下記の計算モデルで示す通り、1.0%又は 1.5%の計算対象となる金額は物価変動による差額ではなく、「変動前残施設費」となっていることより、事業者負担は極めて大きい。結果として PFI 事業へ参加するインセンティブを消失させる要素となり、又はリスク費の上乗せとなり、発注者にとってデメリットとなっている。

PFI 事業における施設整備費の改定額計算モデル

■ 1.5%の場合の計算モデル

$$\text{改定額} = (\text{変動後残施設費} - \text{変動前残施設費}) - \text{変動前残施設費} \times 15/1000$$

例) 変動前残施設費 100 億円、物価変動率 5%とした場合

$$\text{改定額 3.5 億円} = (105 \text{ 億円} - 100 \text{ 億円}) - 100 \text{ 億円} \times 15/1000$$

以上

¹ 「初回起算日」とは、入札説明書・募集要項・事業契約書(案)等における施設整備費の物価変動に基づく改定の規定において示されている、施設整備費の変更を請求することができる経過期間の起算日をいう。